明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（**原子力規制委**五）　一
〔告　示〕
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（**環境**六二）　二四
○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する件（**原子力規制委**七）　二五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二六
特殊法人等
令和五事業年度財務諸表（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構・国立研究開発法人科学技術振興機構・独立行政法人福祉医療機構）、土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録抹消、弁理士登録関係　四五
地方公共団体
行旅死亡人関係　七二
会社その他
会社決算公告　七五

規則

○原子力規制委員会規則第五号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の三十第六項、第四十三条の三の三十一第七項、第四十三条の二十六の二第六項及び第四十三条の二十六の三第七項の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月十五日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定期事業者検査の実施時期） **第五十五条**　（略） ２　前項の表の上欄の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設（当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であって、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準（以下この項、次条第二項、第八十一条第一項第一号、第九十九条の六第一号イ及び第百八条第二項第二号において「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。 一～三　（略） ３～７　（略） （型式証明の申請） **第百一条**　法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　特定機器の型式の名称 四　特定機器の型式の設計 五　特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該範囲又は条件 ２　（略） ３　法第四十三条の三の三十第一項の型式証明は、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。 （削る） （型式証明の変更の承認） **第百二条**　法第四十三条の三の三十第三項の承認の申請は、前条第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる事項又は同条第三項に規定する範囲若しくは条件の変更であって、次のいずれかに該当するものについて行うものとする。 一　法第四十三条の三の六第一項第四号の基準又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第八号ロの審査基準若しくは同号ハの処分基準（いずれも特定機器に関する部分に限る。以下この号において「基準等」という。）の変更があった場合において、その変更後の基準等に適合させるために必要なもの	（定期事業者検査の実施時期） **第五十五条**　（略） ２　前項の表の上欄の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設（当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であって、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準（以下この項、次条第二項、第八十一条第一項第一号及び第九十九条の六第一号において「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。 一～三　（略） ３～７　（略） （型式証明の申請） **第百一条**　法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　特定機器の名称及び型式 四　特定機器の構造及び設備 五　特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件 ２　（略） ３　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。 ４　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。 （型式証明の変更） **第百二条**　法第四十三条の三の三十第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更（前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二　変更の内容 三　変更の理由

二　前条第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる事項又は同条第三項に規定する範囲若しくは条件の著しい変更を伴わないものであって、その変更前の型式証明を受けた特定機器と同等以上の機能及び性能を有するもの

三　前二号に掲げるもののほか、特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式証明を受けた特定機器の型式の設計と区別する必要がないもの

2　前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更後における特定機器の安全設計に関する説明書

二　変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書

4　前条第三項の規定は、法第四十三条の三の三十第三項の承認について準用する。

（型式証明に係る変更の届出）

第百三条　特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第百一条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（削る）

第百四条　削除

（公表）

第百五条　原子力規制委員会は、特定機器の型式の設計について型式証明若しくはその変更の承認をしたとき又は第百三条の規定による届出があったときは、その旨及び型式証明の番号を公表するものとする。

2　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第五項の規定により型式証明を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。

3　前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更後における特定機器の安全設計に関する説明書

二　変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書

3　法第四十三条の三の三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（型式証明に係る変更の届出）

第百三条　特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第百一条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2　前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（特定機器型式証明通知書等の交付）

第百四条　原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一　法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式証明を行った場合　特定機器型式証明通知書

二　法第四十三条の三の三十第三項の規定による承認を行った場合　特定機器型式証明変更承認通知書

三　法第四十三条の三の三十第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合　特定機器型式証明取消通知書

（型式証明番号等の告示）

第百五条　原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一　型式証明の番号

二　特定機器の種類

三　特定機器の名称及び型式

四　特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

五　特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第三項の変更が第百一条第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3　原子力規制委員会は、第百三条の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

（型式指定の申請）

第百七条　型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　（略）

二　主たる製作工場の名称及び所在地

三　（略）

四　型式設計特定機器の型式の名称

五　型式設計特定機器の型式に係る型式証明の番号

六　型式設計特定機器の型式の設計及び製作方法の概要

七　型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理に関する活動の計画、実施、評価及び改善の方法並びにこれらの実施に係る組織

八　型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該範囲又は条件

２　（略）

３　第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び同項第七号に掲げる事項に関する説明書を添付しなければならない。

（削る）

（型式指定の変更の承認）

第百八条　法第四十三条の三の三十一第一項の規定による指定を受けた型式設計特定機器の製造者等（以下「指定製造者等」という。）は、この条に定めるところにより、申請により、原子力規制委員会の承認を受けてその指定の内容を変更することができる。

２　前項の承認の申請は、前条第一項各号（第一号、第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項又は法第四十三条の三の三十一第四項に規定する範囲若しくは条件の変更であって、次のいずれかに該当するものについて行うものとする。

一　型式設計特定機器の型式に係る型式証明の変更があった場合において、その変更の内容を反映するもの

二　技術基準又は行政手続法第二条第八号ロの審査基準若しくは同号ハの処分基準（いずれも型式設計特定機器に関する部分に限る。以下この号において「技術基準等」という。）の変更があった場合において、その変更後の技術基準等に適合させるために必要なもの

三　前条第一項各号（第一号、第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項又は法第四十三条の三の三十一第四項に規定する範囲若しくは条件の著しい変更を伴わないものであって、その変更前の型式指定を受けた型式設計特定機器と同等以上の機能、性能及び均一性を有するもの

四　前三号に掲げるもののほか、型式設計特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式指定を受けた型式設計特定機器とその型式について区別する必要がないもの

（型式指定の申請）

第百七条　型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　（略）

二　主たる製造工場の名称及び所在地

三　（略）

四　型式設計特定機器の名称及び型式

五　型式設計特定機器の型式証明の番号

六　型式設計特定機器の設計及び製作の方法の概要

七　申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項

イ　品質管理の実施に係る組織

ロ　品質管理活動の計画

ハ　品質管理活動の実施

ニ　品質管理活動の評価

ホ　品質管理活動の改善

八　型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

２　（略）

３　第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

４　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（型式指定の変更の承認）

第百八条　型式指定を受けた型式設計特定機器の製造者等（以下「指定製造者等」という。）は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由

２　前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

３　第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定機器の型式が、その型式指定を受けた型式設計特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

４　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

3　第一項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由

4　前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る前条第一項第七号に掲げる事項に関する説明書を添付しなければならない。

5　第一項の承認の基準は、法第四十三条の三の三十一第三項の規定の例による。

6　法第四十三条の三の三十一第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

（型式指定に係る変更の届出）

第百九条　指定製造者等は、第百七条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（削る）

（削る）

（削る）

第百十条　削除

第百十一条　削除

（型式指定に係る変更の届出等）

第百九条　指定製造者等は、第百七条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2　型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定機器の製造者等でなくなったときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3　原子力規制委員会は、前項の届出があったときは、その型式指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4　第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（型式指定通知書等の交付）

第百十条　原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一　法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式指定を行った場合　型式設計特定機器指定通知書

二　第百八条第一項の規定による承認を行った場合　型式設計特定機器変更承認通知書

三　法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合　型式設計特定機器指定取消通知書

（品質管理の実施の記録の保存）

第百十一条　指定製造者等は、当該型式設計特定機器が型式指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（公表）

第百十二条　原子力規制委員会は、型式指定若しくはその変更の承認をしたとき又は第百九条の規定による届出があったときは、その旨及び型式指定の番号を公表するものとする。

2　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定により型式指定を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。

3　前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

別表第三（第百七条、第百八条関係）

型式設計特定機器の種類	記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の型式の設計及び製作方法に関係あるものに限る。）	添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の型式の設計及び製作方法に関係あるものに限る。）
燃料体	1・2　（略） 3　燃料体に係る製作方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐食性その他の性能に関する説明書 燃料体が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し

（型式指定の番号等の告示）

第百十二条　原子力規制委員会は、型式指定又は型式指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一　型式指定の番号

二　特定機器の種類

三　特定機器の名称及び型式

四　型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

五　指定製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六　主たる製造工場の名称及び所在地

2　原子力規制委員会は、第百八条第一項の変更が、第百七条第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3　原子力規制委員会は、第百九条第一項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

別表第三（第百七条、第百八条関係）

型式設計特定機器の種類	記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作の方法に関係あるものに限る。）	添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作の方法に関係あるものに限る。）
燃料体	1・2　（略） 3　燃料体に係る製作の方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐食性その他の性能に関する説明書 燃料体が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し

特定兼用キャスク	1・2　（略） 3　特定兼用キャスクに係る製作方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 自然現象による損傷の防止に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力及び最高使用温度の設定根拠に関する説明書 核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書 特定兼用キャスクの冷却能力に関する説明書 放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書 特定兼用キャスクが使用される条件の下における健全性に関する説明書 外運搬規則第二十一条第二項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認を受けたことに関する説明書又は外運搬規則第六条若しくは第七条及び第十一条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）への適合性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し

特定兼用キャスク	1・2　（略） 3　特定兼用キャスクに係る製作の方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 自然現象による損傷の防止に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力及び最高使用温度の設定根拠に関する説明書 核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書 特定兼用キャスクの冷却能力に関する説明書 放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書 特定兼用キャスクが使用される条件の下における健全性に関する説明書 外運搬規則第二十一条第二項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認を受けたことに関する説明書又は外運搬規則第六条若しくは第七条及び第十一条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）への適合性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し

再結合装置		
1・2　（略）		
3　再結合装置に係る製作方法		
新技術の内容を十分に説明した書類	新技術の内容を十分に説明した書類	
型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書	
耐震性に関する説明書	耐震性に関する説明書	
強度に関する説明書	強度に関する説明書	
構造図	構造図	
容量、最高使用圧力、最高使用温度及び再結合効率の設定根拠に関する説明書	容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、設定破裂圧力、原動機の出力及び効率の設定根拠に関する説明書	
水素濃度低減性能に関する説明書	圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
再結合装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し		
圧力逃がし装置		
1～7　（略）		
8　圧力逃がし装置に係る製作方法		
新技術の内容を十分に説明した書類		
型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書		
圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図		
耐震性に関する説明書		
強度に関する説明書		
構造図		
容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、設定破裂圧力、原動機の出力及び効率の設定根拠に関する説明書		
圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書		

再結合装置		
1・2　（略）		
3　再結合装置に係る製作の方法		
新技術の内容を十分に説明した書類	新技術の内容を十分に説明した書類	
型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書	
耐震性に関する説明書	耐震性に関する説明書	
強度に関する説明書	強度に関する説明書	
構造図	構造図	
容量、最高使用圧力、最高使用温度及び再結合効率の設定根拠に関する説明書	容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、設定破裂圧力、原動機の出力及び効率の設定根拠に関する説明書	
水素濃度低減性能に関する説明書	圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
再結合装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し		
申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し		
圧力逃がし装置		
1～7　（略）		
8　圧力逃がし装置に係る製作の方法		
新技術の内容を十分に説明した書類		
型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書		
圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図		
耐震性に関する説明書		
強度に関する説明書		
構造図		
容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、設定破裂圧力、原動機の出力及び効率の設定根拠に関する説明書		
圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書		

	1～4　（略）	ガスタービンを原動力とする発電設備
	5　ガスタービンを原動力とする発電設備に係る製作方法	
第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ガスタービンを原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 ガスタービンを原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） ガスタービンを原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し	

	1～4　（略）	ガスタービンを原動力とする発電設備
	5　ガスタービンを原動力とする発電設備に係る製作の方法	
第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ガスタービンを原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 ガスタービンを原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） ガスタービンを原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し	

内燃機関を原動力とする発電設備	１～４　（略） ５　内燃機関を原動力とする発電設備に係る製作方法		新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 内燃機関を原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） 内燃機関を原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し
無停電電源装置	１・２　（略） ３　無停電電源装置に係る製作方法		新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量の設定根拠に関する説明書

内燃機関を原動力とする発電設備	１～４　（略） ５　内燃機関を原動力とする発電設備に係る製作の方法		新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 内燃機関を原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） 内燃機関を原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
無停電電源装置	１・２　（略） ３　無停電電源装置に係る製作の方法		新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量の設定根拠に関する説明書

（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第二条　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		電力貯蔵装置
	1・2　（略）	
	3　電力貯蔵装置に係る製作方法	
無停電電源装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し		
新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量の設定根拠に関する説明書 電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し		

		電力貯蔵装置
	1・2　（略）	
	3　電力貯蔵装置に係る製作の方法	
無停電電源装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し		
新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量の設定根拠に関する説明書 電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し		

改正後

（定期事業者検査の実施時期）

第五十一条　（略）

２　前項の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設（当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であって、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準（以下この項、次条第二項、第七十六条第一項第一号、第九十四条の六第一号イ及び第百三条第二項第二号において「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一～三　（略）

３～７　（略）

（型式証明の申請）

第九十六条　法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　特定機器の型式の名称

四　特定機器の型式の設計

五　特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該範囲又は条件

２　（略）

３　法第四十三条の三の三十第一項の型式証明は、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。

（削る）

（型式証明の変更の承認）

第九十七条　法第四十三条の三の三十第三項の承認の申請は、前条第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる事項又は同条第三項に規定する範囲若しくは条件の変更であって、次のいずれかに該当するものについて行うものとする。

一　法第四十三条の三の六第一項第四号の基準又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第八号ロの審査基準若しくは同号ハの処分基準（いずれも特定機器に関する部分に限る。以下この号において「基準等」という。）の変更があった場合において、その変更後の基準等に適合させるために必要なもの

改正前

（定期事業者検査の実施時期）

第五十一条　（略）

２　前項の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設（当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であって、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準（以下この項、次条第二項、第七十六条第一項第一号及び第九十四条の六第一号において「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一～三　（略）

３～７　（略）

（型式証明の申請）

第九十六条　法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　特定機器の名称及び型式

四　特定機器の構造及び設備

五　特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

２　（略）

３　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。

４　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（型式証明の変更）

第九十七条　法第四十三条の三の三十第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更（前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由

二　前条第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる事項又は同条第三項に規定する範囲若しくは条件の著しい変更を伴わないものであって、その変更前の型式証明を受けた特定機器と同等以上の機能及び性能を有するもの

三　前二号に掲げるもののほか、特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式証明を受けた特定機器の型式の設計と区別する必要がないもの

2　前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更後における特定機器の安全設計に関する説明書

二　変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書

4　前条第三項の規定は、法第四十三条の三の三十第三項の承認について準用する。

（型式証明に係る変更の届出）

第九十八条　特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第九十六条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（削る）

第九十九条　削除

（公表）

第百条　原子力規制委員会は、特定機器の型式の設計について型式証明若しくはその変更の承認をしたとき又は第九十八条の規定による届出があったときは、その旨及び型式証明の番号を公表するものとする。

2　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第五項の規定により型式証明を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。

3　前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更後における特定機器の安全設計に関する説明書

二　変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書

3　法第四十三条の三の三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（型式証明に係る変更の届出）

第九十八条　特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第九十六条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2　前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（特定機器型式証明通知書等の交付）

第九十九条　原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一　法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式証明を行った場合　特定機器型式証明通知書

二　法第四十三条の三の三十第三項の規定による承認を行った場合　特定機器型式証明変更承認通知書

三　法第四十三条の三の三十第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合　特定機器型式証明取消通知書

（型式証明番号等の告示）

第百条　原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一　型式証明の番号

二　特定機器の種類

三　特定機器の名称及び型式

四　特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

五　特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第三項の変更が、第九十六条第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3　原子力規制委員会は、第九十八条の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

（型式指定の申請）

第百二条　型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　（略）

二　主たる製作工場の名称及び所在地

三　（略）

四　型式設計特定機器の型式の名称

五　型式設計特定機器の型式に係る型式証明の番号

六　型式設計特定機器の型式の設計及び製作方法の概要

七　型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理に関する活動の計画、実施、評価及び改善の方法並びにこれらの実施に係る組織

八　型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該範囲又は条件

2　（略）

3　第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び同項第七号に掲げる事項に関する説明書を添付しなければならない。

（削る）

（型式指定の変更の承認）

第百三条　法第四十三条の三の三十一第一項の規定による指定を受けた型式設計特定機器の製造者等（以下「指定製造者等」という。）は、この条に定めるところにより、申請により、原子力規制委員会の承認を受けてその指定の内容を変更することができる。

2　前項の承認の申請は、前条第一項各号（第一号、第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項又は法第四十三条の三の三十一第四項に規定する範囲若しくは条件の変更であって、次のいずれかに該当するものについて行うものとする。

一　型式設計特定機器の型式に係る型式証明の変更があった場合において、その変更の内容を反映するもの

二　技術基準又は行政手続法第二条第八号ロの審査基準若しくは同号ハの処分基準（いずれも型式設計特定機器に関する部分に限る。以下この号において「技術基準等」という。）の変更があった場合において、その変更後の技術基準等に適合させるために必要なもの

三　前条第一項各号（第一号、第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項又は法第四十三条の三の三十一第四項に規定する範囲若しくは条件の著しい変更を伴わないものであって、その変更前の型式指定を受けた型式設計特定機器と同等以上の機能、性能及び均一性を有するもの

四　前三号に掲げるもののほか、型式設計特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式指定を受けた型式設計特定機器とその型式について区別する必要がないもの

（型式指定の申請）

第百二条　型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　（略）

二　主たる製造工場の名称及び所在地

三　（略）

四　型式設計特定機器の名称及び型式

五　型式設計特定機器の型式証明の番号

六　型式設計特定機器の設計及び製作の方法の概要

七　申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項

イ　品質管理の実施に係る組織

ロ　品質管理活動の計画

ハ　品質管理活動の実施

ニ　品質管理活動の評価

ホ　品質管理活動の改善

八　型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

2　（略）

3　第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

4　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（型式指定の変更の承認）

第百三条　型式指定を受けた型式設計特定機器の製造者等（以下「指定製造者等」という。）は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由

2　前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

3　第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定機器の型式が、その指定を受けた型式設計特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

3　第一項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由

4　前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る前条第一項第七号に掲げる事項に関する説明書を添付しなければならない。

5　第一項の承認の基準は、法第四十三条の三の三十一第三項の規定の例による。

6　法第四十三条の三の三十一第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

（型式指定に係る変更の届出）

第百四条　指定製造者等は、第百二条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（削る）

（削る）

（削る）

第百五条　削除

第百六条　削除

（公表）

第百七条　原子力規制委員会は、型式指定若しくはその変更の承認をしたとき又は第百四条の規定による届出があったときは、その旨及び型式指定の番号を公表するものとする。

2　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定により型式指定を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。

3　前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（型式指定に係る変更の届出等）

第百四条　指定製造者等は、第百二条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2　型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定機器の製造者等でなくなったときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3　原子力規制委員会は、前項の届出があったときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4　第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（型式指定通知書等の交付）

第百五条　原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一　法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式指定を行った場合　型式設計特定機器指定通知書

二　第百三条第一項の規定による承認を行った場合　型式設計特定機器変更承認通知書

三　法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合　型式設計特定機器指定取消通知書

（品質管理の実施の記録の保存）

第百六条　指定製造者等は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（指定番号等の告示）

第百七条　原子力規制委員会は、指定又は指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一　指定の番号

二　特定機器の種類

三　特定機器の名称及び型式

四　型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

五　製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六　主たる製造工場の名称及び所在地

２　原子力規制委員会は、第百三条第一項の変更が、第百二条第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

３　原子力規制委員会は、第百四条第一項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

別表第三（第百二条、第百三条関係）

型式設計特定機器の種類	記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の型式の設計及び製作方法に関係あるものに限る。）	添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の型式の設計及び製作方法に関係あるものに限る。）
再結合装置	１・２　（略） ３　再結合装置に係る製作方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度及び再結合効率の設定根拠に関する説明書 水素濃度低減性能に関する説明書 再結合装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し
圧力逃がし装置	１～７　（略） ８　圧力逃がし装置に係る製作方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図 耐震性に関する説明書

別表第三（第百二条、第百三条関係）

型式設計特定機器の種類	記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作の方法に関係あるものに限る。）	添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作の方法に関係あるものに限る。）
再結合装置	１・２　（略） ３　再結合装置に係る製作の方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度及び再結合効率の設定根拠に関する説明書 水素濃度低減性能に関する説明書 再結合装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
圧力逃がし装置	１～７　（略） ８　圧力逃がし装置に係る製作の方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図 耐震性に関する説明書

ガスタービンを原動力とする発電設備	1～4　（略）	強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、設定破裂圧力、原動機の出力及び効率の設定根拠に関する説明書 圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し
	5　ガスタービンを原動力とする発電設備に係る製作方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ガスタービンを原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 ガスタービンを原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）

ガスタービンを原動力とする発電設備	1～4　（略）	強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、設定破裂圧力、原動機の出力及び効率の設定根拠に関する説明書 圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
	5　ガスタービンを原動力とする発電設備に係る製作の方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ガスタービンを原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 ガスタービンを原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）

	1～4　（略）	内燃機関を原動力とする発電設備
	5　内燃機関を原動力とする発電設備に係る製作方法	
ガスタービンを原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 内燃機関を原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） 内燃機関を原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し	

	1～4　（略）	内燃機関を原動力とする発電設備
	5　内燃機関を原動力とする発電設備に係る製作の方法	
ガスタービンを原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 内燃機関を原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） 内燃機関を原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し	

無停電電源装置	1・2　（略） 3　無停電電源装置に係る製作方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量の設定根拠に関する説明書 無停電電源装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し
電力貯蔵装置	1・2　（略） 3　電力貯蔵装置に係る製作方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量の設定根拠に関する説明書 電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し

無停電電源装置	1・2　（略） 3　無停電電源装置に係る製作の方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量の設定根拠に関する説明書 無停電電源装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
電力貯蔵装置	1・2　（略） 3　電力貯蔵装置に係る製作の方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量の設定根拠に関する説明書 電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し

（使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正）

第三条　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（型式証明の申請） **第四十三条の二の二**　法第四十三条の二十六の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　特定容器等の型式の名称 四　特定容器等の型式の設計 五　特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該範囲又は条件 ２　（略） ３　法第四十三条の二十六の二第一項の型式証明は、当該型式の設計に係る特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。	（型式証明の申請） **第四十三条の二の二**　法第四十三条の二十六の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　特定容器等の名称及び型式 四　特定容器等の構造及び設備 五　特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件 ２　（略） ３　原子力規制委員会は、法第四十三条の二十六の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。 ４　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
（削る）	（型式証明の変更） **第四十三条の二の三**　法第四十三条の二十六の二第三項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等の設計の変更（前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二　変更の内容 三　変更の理由 ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　変更後における特定容器等の安全設計に関する説明書 二　変更後における特定容器等を使用することにより使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響に関する説明書 ３　法第四十三条の二十六の二第三項の承認は、当該承認に係る特定容器等の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定容器等の型式と同一と認められる場合に行う。 ４　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
（型式証明の変更の承認） **第四十三条の二の三**　法第四十三条の二十六の二第三項の承認の申請は、前条第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる事項又は同条第三項に規定する範囲若しくは条件の変更であって、次のいずれかに該当するものについて行うものとする。 一　法第四十三条の五第一項第三号の基準又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第八号ロの審査基準若しくは同号ハの処分基準（いずれも特定容器等に関する部分に限る。以下この号において「基準等」という。）の変更があった場合において、その変更後の基準等に適合させるために必要なもの 二　前条第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる事項又は同条第三項に規定する範囲若しくは条件の著しい変更を伴わないものであって、その変更前の型式証明を受けた特定容器等と同等以上の機能及び性能を有するもの 三　前二号に掲げるもののほか、特定容器等に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式証明を受けた特定容器等の型式の設計と区別する必要がないもの ２　前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二　変更の内容 三　変更の理由	

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更後における特定容器等の安全設計に関する説明書

二　変更後における特定容器等を使用することにより使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響に関する説明書

4　前条第三項の規定は、法第四十三条の二十六の二第三項の承認について準用する。

（型式証明に係る変更の届出）

第四十三条の二の四　特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた者は、第四十三条の二の二第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（削る）

第四十三条の二の五　削除

（公表）

第四十三条の二の六　原子力規制委員会は、特定容器等の型式の設計について型式証明若しくはその変更の承認をしたとき又は第四十三条の二の四の規定による届出があったときは、その旨及び型式証明の番号を公表するものとする。

2　原子力規制委員会は、法第四十三条の二十六の二第五項の規定により型式証明を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。

3　前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（型式指定の申請）

第四十三条の二の八　型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　（略）

二　主たる製作工場の名称及び所在地

三　（略）

四　型式設計特定容器等の型式の名称

五　型式設計特定容器等の型式に係る型式証明の番号

（型式証明に係る変更の届出）

第四十三条の二の四　特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた者は、第四十三条の二の二第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2　前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（特定容器等型式証明通知書等の交付）

第四十三条の二の五　原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一　法第四十三条の二十六の二第一項の規定による型式証明を行った場合　特定容器等型式証明通知書

二　法第四十三条の二十六の二第三項の規定による承認を行った場合　特定容器等型式証明変更承認通知書

三　法第四十三条の二十六の二第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合　特定容器等型式証明取消通知書

（型式証明番号等の告示）

第四十三条の二の六　原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一　型式証明の番号

二　特定容器等の種類

三　特定容器等の名称及び型式

四　特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件

五　特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2　原子力規制委員会は、法第四十三条の二十六の二第三項の変更が第四十三条の二の二第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3　原子力規制委員会は、第四十三条の二の四の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

（型式指定の申請）

第四十三条の二の八　型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　（略）

二　主たる製造工場の名称及び所在地

三　（略）

四　型式設計特定容器等の名称及び型式

五　型式設計特定容器等の型式証明の番号

六　型式設計特定容器等の型式の設計及び製作方法の概要
七　型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理に関する活動の計画、実施、評価及び改善の方法並びにこれらの実施に係る組織
八　型式設計特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該範囲又は条件
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一～八　（略）
九　前項第七号に掲げる事項に関する説明書
十　（略）
（削る）
（型式指定の変更の承認）
第四十三条の二の九　法第四十三条の二十六の三第一項の規定による指定を受けた型式設計特定容器等の製造者等（以下「指定製造者等」という。）は、この条に定めるところにより、申請により、原子力規制委員会の承認を受けてその指定の内容を変更することができる。
2　前項の承認の申請は、前条第一項各号（第一号、第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項又は法第四十三条の二十六の三第四項に規定する範囲若しくは条件の変更であって次のいずれかに該当するものについて行うものとする。
一　型式設計特定容器等の型式に係る型式証明の変更があった場合において、その変更の内容を反映するもの
二　技術基準又は行政手続法第二条第八号ロの審査基準若しくは同号ハの処分基準（いずれも型式設計特定容器等に関する部分に限る。以下この号において「技術基準等」という。）の変更があった場合において、その変更後の技術基準等に適合させるために必要なもの
三　前条第一項各号（第一号、第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項又は法第四十三条の二十六の三第四項に規定する範囲若しくは条件の著しい変更を伴わないものであって、その変更前の型式指定を受けた型式設計特定容器等と同等以上の機能、性能及び均一性を有するもの
四　前三号に掲げるもののほか、型式設計特定容器等に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式指定を受けた型式設計特定容器等とその型式について区別する必要がないもの
3　第一項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　変更の内容
三　変更の理由

六　型式設計特定容器等の設計及び製作の方法の概要
七　申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項
イ　品質管理の実施に係る組織
ロ　品質管理活動の計画
ハ　品質管理活動の実施
ニ　品質管理活動の評価
ホ　品質管理活動の改善
八　型式設計特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該型式設計特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一～八　（略）
九　当該申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書
十　（略）
十一　申請に係る型式設計特定容器等の特定容器等型式証明通知書又は特定容器等型式証明変更承認通知書の写し
3　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
（型式指定の変更の承認）
第四十三条の二の九　型式指定を受けた型式設計特定容器等の製造者等（以下「指定製造者等」という。）は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　変更の内容
三　変更の理由
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書
二　使用済燃料の臨界防止に関する説明書
三　放射線の遮蔽に関する説明書
四　使用済燃料等の閉じ込めに関する説明書
五　使用済燃料等の除熱に関する説明書
六　火災及び爆発の防止に関する説明書
七　耐震性に関する説明書
八　耐圧強度及び耐食性に関する説明書
九　当該申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書
十　第四十三条の二の七の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し
十一　申請に係る型式設計特定容器等の特定容器等型式証明通知書又は特定容器等型式証明変更承認通知書の写し
3　第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定容器等の型式が、その指定を受けた型式設計特定容器等の型式と同一と認められる場合に行う。
4　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

4　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書

二　使用済燃料の臨界防止に関する説明書

三　放射線の遮蔽に関する説明書

四　使用済燃料等の閉じ込めに関する説明書

五　使用済燃料等の除熱に関する説明書

六　火災及び爆発の防止に関する説明書

七　耐震性に関する説明書

八　耐圧強度及び耐食性に関する説明書

九　当該申請に係る前条第一項第七号に掲げる事項に関する説明書

十　第四十三条の二の七の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し

5　第一項の承認の基準は、法第四十三条の二十六の三第三項の規定の例による。

6　法第四十三条の二十六の三第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

（型式指定に係る変更の届出）

第四十三条の二の十　指定製造者等は、第四十三条の二の八第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（削る）

（削る）

第四十三条の二の十一　削除

（削る）

第四十三条の二の十二　削除

（型式指定に係る変更の届出等）

第四十三条の二の十　指定製造者等は、第四十三条の二の八第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2　型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定容器等の製造者等でなくなったときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3　原子力規制委員会は、前項の届出があったときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定容器等については、取消しの効力は及ばないものとする。

4　第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（型式指定通知書等の交付）

第四十三条の二の十一　原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一　法第四十三条の二十六の三第一項の規定による型式指定を行った場合　型式設計特定容器等指定通知書

二　第四十三条の二の九第一項の規定による承認を行った場合　型式設計特定容器等変更承認通知書

三　法第四十三条の二十六の三第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合　型式設計特定容器等指定取消通知書

（品質管理の実施の記録の保存）

第四十三条の二の十二　指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（公表）

第四十三条の二の十三　原子力規制委員会は、型式指定若しくはその変更の承認をしたとき又は第四十三条の二の十の規定による届出があったときは、その旨及び型式指定の番号を公表するものとする。

2　原子力規制委員会は、法四十三条の二十六の三第五項又は第六項の規定により型式指定を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。

3　前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（指定番号等の告示）

第四十三条の二の十三　原子力規制委員会は、指定又は指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一　指定の番号

二　特定容器等の種類

三　特定容器等の名称及び型式

四　型式設計特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件

五　製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六　主たる製造工場の名称及び所在地

2　原子力規制委員会は、第四十三条の二の九第一項の変更が、第四十三条の二の八第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3　原子力規制委員会は、第四十三条の二の十第一項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百一条第一項、第百二条第一項、第百七条第一項若しくは第百八条第一項、第二条の規定による改正前の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十六条第一項、第九十七条第一項、第百二条第一項若しくは第百三条第一項又は第三条の規定による改正前の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三条の二の二第一項、第四十三条の二の三第一項、第四十三条の二の八第一項若しくは第四十三条の二の九第一項の規定によりされている申請は、それぞれ第一条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百一条第一項、第百二条第二項、第百七条第一項若しくは第百八条第三項、第二条の規定による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十六条第一項、第九十七条第二項、第百二条第一項若しくは第百三条第三項又は第三条の規定による改正後の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三条の二の二第一項、第四十三条の二の三第二項、第四十三条の二の八第一項若しくは第四十三条の二の九第三項の規定によりされた申請とみなす。